

Intellectual Cabinet

The Tokyo Foundation



No. 26

インテレクチュアル・キャビネット april ●○ 2000

特集●外形標準課税

「歪んだ」税制は好ましくない

吉田和男

「銀行はけしからん」かもしれないが、それは課税問題とは無関係であり、銀行だけを対象にするような「歪んだ」税制は避けるべきだ。

全国一律導入を急ぐな

大田弘子

石原都知事の外形標準課税は、「とりやすいところからとる」というだけの税制であり、税として妥当ではない。

むしろ地方税制改革を

跡田直澄

地方財政のサステナビリティを高めるには、外形標準課税制度の導入ではなく、地方税体系の抜本的な改革が必要である。

『Intellectual Cabinet』とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策 이슈を斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多角的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。

(毎月1日・15日発行)



「歪んだ」税制は好ましくない

吉田和男 京都大学大学院経済学研究科教授

よしだ・かずお



●地方分権一括法

1999年7月の国会で可決成立した475本の地方分権関連法。住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体が行なうとし、国が地方公共団体に関与する際は、原則として、法令に基づくこと、地方公共団体の自主性・自立性に配慮することを定めた。2000年4月1日に施行（『知恵蔵2000』より）。

石原慎太郎東京都知事は、銀行を法人事業税の外形標準課税の対象とすると発表し、大きな波紋を投げかけた。銀行は公的資金の導入を受け、さらにゼロ金利で巨額の業務利益をあげているが、不良債権償却のために赤字となり、事業税の納付から免れていると批判したうえで、措置である。しかし、この議論は三つの問題が混在していてマイナスの政策効果を生みかねないものである。

地方が自ら課税することこそが地方分権であり 地方税・地方交付税制度を抜本的に改革しなければならない

第一は、地方自治の問題である。1999年に地方分権一括法が成立して新しい分権の時代を開くこととなったが、現実の地方公共団体は財政危機で身動きがとれないでいる。しかも、地方分権の基本である財源問題は法案にもられなかっただけでなく、それについての議論すら行なわれなかった。大蔵省にとっては国の財源削減になり、自治省にとっては地方交付税の廃止・縮小に繋がりがかねないからである。

地方公共団体にとっても財源問題は触れたくないテーマだった。財政資金を自ら徴収する自信がないので、補助金や地方交付税で財政資金が賄われれば、これに越したことはないからである。また、地方税は自治省によって策定されているために自らは責任を持つ必要がないし、自ら課税するとなると住民を説得しなければならないからである。

結局、地方公共団体は、国の決めた補助金の基準や交付税の基準に従うことで財政運営を行なわざるをえなくなっている。正確に言えば、地方税の留保分（都道府県20%、市町村25%）しか自治がないということである。つまり、これまで地方自治を実施できたのは不交付団体である大都市などに限られていたのであり、しかもこれらの地方公共団体は、税収の減少により交付団体に陥落したり、収入の減少に見合った行政の削減をしようにも議会の反対などでできないために、深刻な財政危機に陥っている。

本来、地方公共団体が中央政府に従属していることはおかしい話であり、このような状況から脱却しないかぎり地方分権も地方自治もありえない。地方が自ら課税することこそが地方分権であり、自ら課税できないでいる現在の地方税・地方交付税制度を抜本的に改革しなければならない。石原都知事を支持する人々は、このような地方分権への突破口になることを期待しているとみていいだろう。

課税はできるかぎり中立性を確保すべきであり 銀行だけを対象にすることは間違っている

第二は、税制の問題である。課税はできるかぎり中立性を確保すべきであり、可能なかぎり「歪み」を避けることが肝要である。そのような基準からいえば、銀行だけを外形標準課税の対象とすることは、正当な理由がないだけでなく、特定の産業を抑圧することで歪みを生じさせることになる。外形標準課税を採用するのであれば、すべての産業を対象とすべきであり、これが石原都知事の提案に反対する人々の論拠になっている。

現在、法人事業税は法人税と同様、利益に対する課税（所得基準課税）と収入を基準とする課税（外形標準課税）が行なわれている。そして外形標準課税が行なわれているのは、ガス・電力事業、生損保事業に対してである。これはガス・電力は料金規制が行

●写真は、都議会で施政方針演説に立つ石原慎太郎知事（提供/毎日新聞社）

「銀行はけしからん」かもしれないが、それは課税問題とは無関係であり、銀行だけを対象にするような「歪んだ」税制は避けなければならない。今回の「外形標準課税議論」から導かれるべき結論は、速やかなる地方税・地方交付税制度の抜本的改革である。

●法人税

法人企業の利潤に対して課税される国税。

●法人事業税

法人が行なう事業に対して課税される地方税。電気・ガス・損保・生保の4事業では収入金額を、その他の事業では所得および精算所得を課税標準としている。

なわれているので利益に課税するには他の産業と均衡を欠くこと、生損保は責任準備金が損金扱いとされるため課税対象が著しく縮小するとの理由からである。

昭和24(1949)年のシャープ勧告では、事業税を付加価値(現在の消費税と同様の課税ベース)とすべきだとされたが、実現にはいたらなかった。さらに、昭和39(1964)年の政府税制調査会答申で付加価値を基準とする考えが示され、それ以来、消費税の導入と関係しながら種々の議論が行なわれてきた。しかし、法人事業税は原価に算入されるとしても、利潤への課税は転嫁が十分に行なわれにくくなるので、適当な税制とはいえない。企業に課税して経済の活力を落とすような税制は避けなければならないのはいうまでもない。その意味で、付加価値を基準として課税することが望ましく、平成9(1997)年に地方消費税が設けられた時にその税率を上げて法人事業税は廃止されるべきであった。

ただし、地方消費税は地方公共団体が異なった税率を選択できないという欠点を持っている。すなわち、付加価値税は地方税としては不適當なのである。最終的には地方税は固定資産税と比例税としての住民税を中心におくべきであり、企業課税と付加価値税は国の財源に割り振るべきである。また、課税に関する地方公共団体の権限を強化すべきではあるが、その権限は「課税ベースの選択」ではなく「税率の選択」におくべきである。全国共通の課税ベースとし、「税率」を地方公共団体が競争するために行政サービスの合理化を図るべきである。

「銀行はけしからん」かもしれないがそれは外形標準課税の問題とは無関係である

第三は、銀行の問題である。石原都知事の提案に多くの人々が賛成するのは、「銀行はけしからん」という感情が強いゆえである。銀行に対しては、バブルを起こして大儲けして行員には大盤振る舞いし、バブル崩壊で不良債権をつくり、挙げ句の果ては公的資金の導入を仰ぎ、さらに、最近ではゼロ金利で預金者の利益を害し、しかも莫大な儲けを出しながら地方税も支払わない、という強い不信感がある。

しかしながら、これは課税問題とは関係のない話である。平成9(1997)年から平成10(1998)年にかけての金融システムの動揺は、一步間違えば日本経済を恐慌に落としかねないほどの状況を生んだ。その後、公的資金の導入によって金融システムが安定方向に向かい、それが日本経済の復活を導きつつあることは万民の認めるところである。そして、金融システムの安定にはまだ時間がかかることは明らかであり、この間の一連の政策効果を減じるような政策変更は避けなければならない。外形標準課税によって銀行が自己資本不足に陥るようなことになれば、さらなる公的資金の注入を行なわなければならないことになるからである。

金融システムの安定が重要であると同時に、今後も銀行の自助努力が求められることになるが、それを支援するような政策が求められていることを忘れてはならない。そして、現在の地方財政制度がこのような歪んだ税制の提案を引き出していることに留意する必要がある。



全国一律導入を急ぐな

大田弘子 政策研究大学院大学助教授

おおた・ひろこ

- 東京都による問題提起
- ①地方自治体が独自に課税することの是非
- ②外形標準課税の是非
- ③大手銀行だけに外形標準課税を行なうことの是非

東京都が表明した銀行への外形標準課税案は、①地方自治体が独自に課税することの是非、②外形標準課税の是非、③大手銀行だけに外形標準課税を行なうことの是非、という3つの問題を提起した。以下では、①と③についての私見を述べたうえで、「②外形標準課税の是非」について検討することにした。

「とりやすいところからとる」というだけの課税案であり 税として妥当でないがゆえに反対だ

まず、①について。地方が課税自主権（税目と税率を決める権利）をもち、独自の課税を行なうことは、本来の地方自治の姿であり、地方分権の不可欠の要素だ。住民に行政サービスを提供し、その対価として税を徴収することが地方自治の基本だからである。しかし、現在のように地方交付税交付金と補助金によって手厚い財政調整が行なわれている状態では、たとえ課税自主権が与えられたとしても本来の意味は失われる。課税自主権をめぐる争うインセンティブが強いのは、都道府県レベルでは、唯一の不交付団体である東京都だけだ。このことは、近年進められてきた地方分権の議論が、いかに不十分なものだったかをよく示している。

しかし、③についていえば、それを大手銀行だけを対象に行なう根拠はどこにもない。東京都は、大手銀行を対象とする理由として、「税収変動が大きい」「バブル期よりも利益をあげながら事業税を負担していない」「税を負担していないにもかかわらず株主配当をしている」ということを挙げている。これらの要件は、その業種に固有の事情というより、業界内の各社によって異なるはずのものである。これらが根拠だとすれば、たとえば建設業や不動産業の上位何社かを抜き出してこれらの基準をあてはめ、該当した場合には外形標準課税を行なうというのだろうか。また、今後も一定期間内の税収変動をとり、変動率トップの業種には外形標準課税を行なうというのだろうか。

現在でも、電力・ガス・生保・損保に対する法人事業税は外形標準で行なわれているが、電力・ガスの場合は価格統制令に端を発した公共料金であることがその経緯であり、生保は収入保険料の大半が将来の保険金支払に当てられる部分として損金参入されるため、課税所得が著しく小さくなることが導入の経緯である。これらの業種についても、たとえば電力の小売自由化が進展するなどして根拠希薄になれば、例外措置をはずすことが望ましい。4業種が外形標準だから銀行を加えてもいいだろう、という話にはならない。

このように、東京都の今回の課税案は、「とりやすいところからとる」というだけの課税案であり、税として妥当でないがゆえに私は反対だ。課税案が世論の支持を受けているのは銀行の不徳の致すところだが、その業界が良いか悪いかというようなことで税が判断されてはいけない。

地方税は行政サービスへの対価という性格をもち 赤字法人でも相応の負担をすべきである

外形標準課税とは、外部から判断できる対象に課税することをいう。所得は外部からは判断できないが、従業員数、面積、資本金などは外形的に見える。たとえば、事業所

- 外形標準課税
- 外部から判断できる対象に課税すること。

地方税は行政サービスへの対価という性格をもち、赤字法人でも相応の負担をすべきである。

したがって、外形標準課税に基本的に賛成だ。

しかし東京都の今回の課税案は、「とりやすいところからとる」というだけの課税案であり、
税として妥当でないがゆえに私は反対だ。

税は、事業所面積と賃金を基本とする外形標準課税だ。

私は外形標準課税に基本的に賛成だ。地方税は行政サービスへの対価という性格をもち、赤字法人でも相応の負担をすべきである。したがって、法人事業税の課税ベースは所得よりも、事業規模をあらわす指標のほうが望ましい。

また、現在は国の法人税とあわせて、法人所得に二重三重に課税されており、収益の高い企業にはペナルティ、経費率の高い企業には恩典が与えられる結果になっている。この意味でも、法人事業税を外形標準にして、より広く薄く税を担う構造に変えることは望ましい。地方自治体にとっては、税収変動が小さくなるというメリットがある。もちろん、「外形」として何をとるかが難しい問題で、付加価値を「外形」にする場合にも、資本費用の控除を全額認めるか（消費型）、減価償却部分だけにするか（所得型）によって、税のもたらす影響は大きく異なる。この点は、十分な検討が必要だ。

しかし、赤字法人に負担増を求めるということからみて、導入が政治的にきわめて難しいことは容易に想像される。長年、外形標準課税の議論がなされながら実現せず、かわりに地方消費税（消費税も課税ベースは付加価値）が導入されたという経緯がある。

政治的な妥協によっていびつな骨抜き税にしないためにも 全国一律での外形標準課税導入を急がないほうがよい

東京都の課税案をきっかけに外形標準課税導入の議論が高まるのはおおいに結構なことだが、懸念されるのは、政治的な妥協によっていびつな骨抜き税に姿を変えることだ。外形標準課税は、行政サービスの費用を、企業が事業活動の規模に応じて広く薄く担うところに本旨がある。しかし、税収増と政治的配慮の妥協の産物として、特定業種や大企業だけが負担する税になりかねない。消費税にしても業者の反対を抑えるために、帳簿方式を採用し、大々的な中小企業特例を設け、結局、EU型付加価値税とは似て非なるものになった。それと同じことが今回も起こる可能性がある。

その可能性が高いとすれば、全国一律で外形標準課税を導入することを急がないほうがよい。第一に、現在でも地方自治体は外形標準課税による税収増をはかることができるからだ。つまり、法人住民税の均等割は、資本金や従業員数を基本とする外形標準課税であり、行政サービスの対価を広く薄く担うという趣旨によくかなった税だ。そして、標準税率の1.2倍までなら自治体が超過課税を行なうことができるのだが、これを実施しているところはほとんどない。みずから徴税する努力を怠り、増税は国に決めてもらう、というのはあまりに安易ではないか。

第二に、地方の徴税努力を促すためにも、この際、地方交付税などの地方財政調整制度を抜本的に見直すことが必要であり、このほうが税制改革より先決だからだ。国の役割はナショナル・ミニマムにとどめ、それを超える部分は個々の地方が財政自立する方向で制度を変える必要がある。この改革を行なわないかぎり、税制を変えても地方財政の問題は解決しない。今回の東京都の動きを、地方財政の抜本改革を議論する好機としてとらえたい。



●全国一律での導入を急がないほうがよい理由

- ①現在でも地方自治体は外形標準課税による税収増をはかることができる。
- ②地方交付税などの地方財政調整制度を抜本的に見直すことが必要である。

●写真は、都議会予算特別委員会で参考人として意見陳述する杉田力之全国銀行協会会長（右）。左端は石原都知事（提供/毎日新聞社）



むしろ地方税制改革を

跡田直澄 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

あとだ・なおすみ

●シャープ勧告

1949年に来日したアメリカの財政学者C.S.シャープを団長とする税制使節団が日本の税制の改革に対して行なった勧告。所得税中心の租税体系の確立、公正の確保、地方税制の充実を基本理念として税制全般に対する勧告が行なわれた。



記者会見中のシャープ博士。1949年8月（提供／毎日新聞社）

●地方税法第72条の19〔事業税の課税標準の特例〕

「法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第72条第1項、第72条の12および第72条の16の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とを合わせ用いることができる。」

今から約50年前のシャープ勧告以来、地方自治体における事業税のあり方は、学界でも政府税制調査会でも延々と議論されてきた。にもかかわらず、いまだに結論は出ていないばかりか、明確な方針や方向性すら得られていない。

そこへ東京都が唐突ともいえるタイミングで、電気・ガス事業者や生損保会社だけでなく、大手銀行にも売上高を外形標準として事業税を課税する方針を発表した。

地方税改革を先延ばししてきた国の責任は重いし 問題解決の努力を怠った地方自治体も責任を免れない

住民税や法人事業税などの地方税は、地方公共団体の独自財源確保を目的として設けられた税である。ところが、以前は都道府県税収の6割強が企業や個人の所得を課税ベースとする税で占められていたため、景気により税収が大きく変動するという問題を抱え、不況のたびにその改善の必要性が指摘されてきた。そのため、全国知事会も、法人事業税の課税標準に収入金額、資本金額、付加価値額等の外形標準を導入すべきであると再三にわたり提案してきた。しかし、経済が傾向的に拡大していた時期には、税収の多少の変動は数年で平準化され、それほど大きな問題にならなかったため、地方税制については抜本的な解決がなされずにきた。そして、バブル崩壊に端を発した今回の長期不況とその対策として行なった無責任な減税により、地方税収は大きく減少し、所得課税による税収は近年では全体の5割程度まで落ち込み、ほとんどの地方公共団体が地方交付税の交付団体になってしまったのである。

地方交付税制度はもともと自助努力を阻害し、地方公共団体間での「貧乏競争」を促進する制度ともいえる側面がある。したがって、制度自体の改廃も検討すべき時期であるが、安定的な独自財源を地方自治体に確保させることを怠り、問題解決の先延ばしをしてきた国の責任は重いといわざるをえない。地方自治を確立させ、地方分権を進めていくためには、独自財源の確保は不可欠な要因である。

つまり、法人事業税に外形標準課税制度を導入する必要性があることは火を見るより明らかなのである。しかも、地方税法の第72条の19では「事業税の課税標準の特例」として、事業の状況に応じ、資本金額、売上金額、家屋の床面積もしくは価格、土地の地積もしくは価格、従業員数等を課税標準とするか、または所得や清算所得とこれらの課税標準とを合わせたものを課税標準とすることも認めている。この条文からみれば、都道府県は以前から現行事業税法上でも外形標準課税を導入できたのであるから、都道府県の首長や議会も、地方交付税制度との狭間で苦しんでいたとはいえ、問題解決に対するその責任を免れるものではない。

「歪み」「整合性」「納税コスト」という基準で考えると 消費型付加価値を外形標準とすることが望ましい

外形標準課税の導入論議はそうした責任論だけで片づくものではない。導入するとしても、課税標準を何にするかがやはり議論されなければならないし、それを現行事業税法が定める範囲に限定して考えるだけでは十分ではない。重要なことは、外形課税導入による資源配分の歪み、税体系としての整合性、さらには納税コストという側面を経済

●

地方財政のサステナビリティを高めるには、
地方自治体の税収を安定化させるような地方税体系を設計する必要があり、
外形標準課税制度の導入の是非についても、
このような考え方のなかで議論されるのでなければ意味がない。

●

学的に考えることである。

現行の法人事業税（地方税）や法人税（国税）は企業の利潤を課税ベースとしているため、企業の資本コストに直接的な影響を与え、資本利用に強い歪みを生じさせてきた。これに対して、現行地方税法上の外形標準を導入すれば、資本利用だけではなく他の生産要素利用などにも薄く広く歪みを与えることになる。ただし、売上金額や床面積・地積などの外形標準としての利用は、課税の容易さという点では評価できるが、その歪みがどのように発生するかは明確ではない。そこで、シャープ勧告でなされているように、付加価値を外形標準に用いるほうが、労働や土地利用への歪みの分散化を明確に図れるという点で理論的には優れている。

付加価値を用いる場合には、さらに「所得型付加価値」と「消費型付加価値」のどちらを課税標準とするかが問題となるが、税収中立型の外形標準化を想定するならば、「所得型付加価値」を課税ベースとしたほうが投資額分だけ課税ベースが大きくなり、必要税率も低くなるため、税による歪みの影響をより薄く広くできる。したがって、資源配分の歪みという観点からみるならば、「所得型付加価値」が妥当な外形標準だといえる。しかし、現在導入されている地方消費税とくらべると、この外形標準課税は課税ベースでは投資額分だけ異なるとともに、損金算入ができる点でも異なることになる。つまり、「所得型付加価値」を課税ベースとすると、法人事業税の外形標準化といたしながら、結局は2種類の付加価値税が導入されることになるので、税体系の整合性という点では必ずしも適当ではないということになる。

しかも、その税務処理は企業の新たな負担となる。納税コストの拡大と一般的な目から見たわかりにくさも否定できない。むしろ、「消費型付加価値」を課税ベースとし、導入当初は損金算入を許すとしても、数年かけてその算入割合を引き下げていくことにより法人事業税の地方消費税化を図れば、歪みも少なく、税体系としての整合性も保つことができ、納税コストも削減できるだろう。

外形標準課税論議に、敢然と挑み、問題を提起した東京都の提案は賞賛に値する。しかし、地方財政法第2条では、地方公共団体は他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行なってはならないとしている。したがって、地方交付税財源の減少につながる可能性のある今回の提案を現段階ですぐに条例化し、実施することは、本来の外形標準課税論議を混乱させることになるといえる。

地方財政のサステナビリティを高めるには、税収を安定化させなければならない。そのためには、景気変動からの中立性が維持され、資源配分に対する歪みに偏りがなく、納税コストも低い税財源を地方に振り向けるとともに、国の身勝手に無責任な政策により地方税収が大きく低下することのないような地方税体系を設計する必要がある。外形標準課税制度もこのような考え方のなかで議論されなければ、次の50年間も同じ議論が繰り返されるだけである。

● 地方財政法第2条①

「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。」

既成市街地の改善へ向けた都市計画の方向性

浅見泰司

東京大学大学院工学系研究科助教授

欧米に比べて日本の都市部の住環境が豊かでないといわれる原因の一つは、既成市街地に対する施策が不十分だったことにある。住宅政策は、もともとスラムなどの衛生問題に端を発し、一般住宅市街地については自助努力とされてきたからである。

いま、日本の都市計画のパラダイムシフトが叫ばれ、物的な計画にとらわれ、経済・政治を含めた都市ダイナミズムの観点が欠けていた従来の都市計画を考え直す時にきている。住宅政策や都市計画においては、「所有権」の概念におつかることが多いが、これを絶対不可侵なものとする必要はない。初期の共同社会では生存が困難なため「所有権」が弱いほうがよく、近代競争社会にあつては「所有権」を強めて個人にインセンティブを与えることがよいとされるが、現代はさらに進んで、公共概念・所有概念を再検討し、所有権概念を協調的に制限することが求められるようになってきている。

まず、小規模開発が進むと公共用地が不足するので、一定の割合で「所有権」を公共のために拠出するという考え方が必要である。また、隣に一定以上の迷惑をかけなければよいという消極的な規制方法から隣接敷地相互の空間関係・集合関係にある程度の規制を加えたものとすべきである。さらに、敷地単位で容積率を計算するのではなく、指定容積率と都市基盤をマクロに連動させる必要がある。そして、都市計画制度を動機適合性の面から検討する必要もある。

これからの都市整備に際しては次のような整備手法を使う

ことが考えられる。まず第1は、公共の財政支出に頼らず、また所有権概念を協調概念に結び付け、さらに都市の骨格と個々の敷地の間を埋める「地区単位」で都市計画を考える手法である。第2は、開発規模にかかわらず、同じ割合で公共用地を負担する手法で、市街地の集合状態を規制する都市計画と連動させてグロス主義への転換をはかることである。

具体的には次のような政策が考えられる。①公共施設用地の負担割合をゾーニングとして定め、指定容積率が上がるとともに公共施設用地負担も上がるようにすること。②地区単位の評価制度をつくり、都市環境への貢献に応じて優遇措置を講じること。③グロス容積率規制を取り入れ、都市基盤の整備を目指すこと。④街区内全体の空間利用権を区分所有することで街区全体を良くしようとするインセンティブを高めること。⑤交渉地区単位を定めて計画提案し、一定割合以上の合意があれば強制執行を可能にすること。⑥公共目的に資する場合は決定権割合が拡大するようにすること。⑦再開発提案支援ソフトや都市情報を整備すること。

これからの都市計画においては、長期的な視野、細部にわたる外部経済効果の調整といった観点が必要になる。また、最低限の法の遵守という考え方から、よりよいストックに誘導する「誘導・調整法」の考え方へシフトすることに加えて、経済学、法学、社会学なども含めた多角的検討を行なうべきである。

(本稿は、去る3月7日に帝国ホテルで開催された「インテレクチュアル・キャビネット第12回政策会議」での講演要旨を研究事業部がまとめたものです)

Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー ●サブリーダー ●メンバー (50音順)

香西 泰	島田晴雄	浅見泰司	岩田一政	北岡伸一	清家 篤	中馬宏之	吉田和男
	竹中平蔵	池尾和人	浦田秀次郎	榊原清則	田中明彦	船橋洋一	若杉隆平
		伊藤元重	大田弘子	篠原総一	田村次朗	本間正明	

エディトリアル・ノート

石原東京都知事による銀行への新しい課税構想(通称・銀行新税)は、各方面に大きな波紋を投げかけている。たしかに、「応益負担」を原則とする地方税に外形標準課税を行なうことは、検討に値する。また、地方が自主的に課税するのも必要な方向だ。さらに、多

くの国民は、多額の公的資金投入を受けた銀行は「けしからん」と考えている。こうした3つの要素を合成すると、銀行新税構想は自然に浮かび上がってくる。

そこで、日本を代表する3人の税専門家に、東京都の新税構想を念頭に置

いたうえで「外形標準課税」について論じていただいた。結果は、3人ともそれぞれの理由を掲げて、銀行新税に強く反対の意向を示している。東京都の「問題提起」を受け、それを正すことによって、真に発展的な政策論議を期待したいと思う。(竹中平蔵)

Intellectual Cabinet No.26

2000年4月1日発行

(毎月1日・15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

©2000 The Tokyo Foundation

発行 東京財団研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9

日比谷セントラルビル10階

TEL.03-3502-9438 FAX.03-3502-9439

URL: http://www.tkfd.or.jp

発行人 竹中平蔵

編集人 堀岡治男

編集協力 中田雅与・新保秀樹

デザイン 山崎登

印刷 精文堂印刷株式会社